

## 三重県立高等学校における学習端末調達等業務仕様書

### 1 業務の名称

三重県立高等学校における学習端末調達等業務

### 2 業務の目的

三重県教育委員会（以下「県教委」という。）は、県立高等学校（以下「県立高校」という。）において、生徒1人につき1台の学習端末を活用し、すべての子どもたちの可能性を引き出す学び（個別最適な学び、協働的な学び）を推進するため、令和4年度入学生から、保護者の費用負担によって各県立高校に生徒用の学習端末を導入している。

そのため、令和5年度の県立高校入学生が使用する学習端末の購入について、県教委が端末納入業者及び購入価格を決定のうえ、県立高校に斡旋を行うことで、スケールメリットによる保護者負担及び学校の事務負担の軽減を図りつつ、円滑な調達の実現を図ることを目的とする。

### 3 業務の内容等

#### （1）学習端末の調達について

##### ① 対象

令和5年度に県立高校に入学する生徒（保護者）

##### ② 調達する学習端末

調達する学習端末の仕様等は、別紙1「学習端末等調達仕様書」のとおり

##### ③ 学習端末1台あたりの販売上限額

55,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額には、企画提案書に基づく業務のすべてを含む。

##### ④ 想定調達数量及び納入場所

別紙2「想定調達数量及び納入場所一覧」のとおり

※ 想定調達数量（8,983台）は、令和5年度の入学定員及び過去の入学者数等から想定した台数であるため、実際の購入数量は増減することがある。これにより購入台数が減った場合であっても、減った台数を県教委及び県立高校が補償して購入するものではない。

##### ⑤ 納入期限

令和5年5月12日（金）

#### （2）学習端末の販売について

##### ① 生徒（保護者）が購入する枠組み（ECサイト）の構築

- 生徒（保護者）が購入及び支払いに係る手続きを行える期間は、令和5年3月16日（木）から同年4月15日（土）までとする。ただし、生徒（保護者）は、特に理由がない限り、令和5年3月31日（金）までに購入及び支払いに係る手続きを完了するものとする。

- ・ 生徒（保護者）が利用する画面に関しては、分かりやすさや、操作性等を考慮すること。
- ・ 生徒（保護者）が、購入時に、一括支払、分割支払などの支払方法を選択できるようにすること。
- ・ 購入手続きフォーム等を学校ごとに区別する必要はないが、学校と生徒（保護者）の情報が紐づくようにすること。その際、生徒（保護者）が自らの学校を正確に選択することができる措置を施すこと。
- ・ 購入方法、操作方法、支払方法などについて、生徒（保護者）からの質問に対するサポート体制を整えること。
- ・ 機密の保持や個人情報の取り扱いには最新の注意を払い、必要な措置を講ずること。
- ・ 購入品目は学習端末本体・MDM・学習端末保証をパッケージとし、このパッケージを販売すること。

## ② その他

- ・ 生徒（保護者）が購入した学習端末は、納入期限までに購入者が在籍する学校に納入すること。
- ・ 購入は生徒（保護者）が行うため、購入方法等を示したチラシを作成するとともに、購入者から代金の徴収を行うこと。
  - ※ チラシの印刷枚数については、協定締結後に別途指示する。
  - ※ チラシの納入先は、県教委とする。
- ・ 購入情報を県教委へ提供すること。

## 4 学習端末調達の想定スケジュール

別紙3「県立高校1人1台端末の調達等スケジュール（想定）」のとおり

## 5 その他

- ・ 業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県教委の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- ・ 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業が終了した後も、また同様とする。
- ・ この業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、県教委と納入業者が協議して決定するものとする。